

鳥取県告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県営境港水産物地方卸売市場施設の使用料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
境港水産物市場管理株式会社
- 2 委託期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで